

私募債の利子に係る都道府県民税 特別徴収義務者の皆様へ

**ご準備は 平成28年1月1日以降 社債の利子に対する
お済みですか？ 都道府県民税 利子割・配当割が変わります！**

1 「利子等」の範囲と「特定配当等」の範囲が変わります

- 平成25年度税制改正により、平成28年1月以降、利子割が課税される「利子等」の範囲と配当割が課税される「特定配当等」の範囲が変わります。
- この改正により「私募債の利子」はその社債の発行年月日により次の表のとおり取扱いが異なります。

平成28年1月1日以降に支払われる私募債の利子の取扱い ※		
発行年月日	区分	申告税目
平成27年12月31日以前	「特定公社債の利子」	配当割 →利子を受け取る個人の住所地へ申告納入
平成28年1月1日以降	「一般公社債の利子」	利子割 →利子の支払者の営業所等が所在する都道府県へ申告納入

※同族会社が発行した私募債の利子については、平成27年12月31日以前の発行分も含めて、「一般公社債の利子」に該当するため、利子割として特別徴収の対象となります。

ただし、同族会社の判定の基礎となった株主(個人)等が支払いを受けるものは総合課税となり、利子割としての特別徴収の対象外となりますのでご注意ください。

また、令和3年4月1日以降に支払いを受けるべき社債の利子については、同族会社の判定の基礎となった株主である法人と特殊の関係のある個人及びその親族等が支払いを受けるものも総合課税となり、利子割としての特別徴収の対象外となりますのでご注意ください。

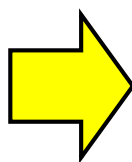
- 今まで利子割で申告納入していた社債の利子等のうち、
「特定公社債の利子」に該当するものは、「配当割」で申告納入する必要があります。
- 「配当割」への変更により、納入申告書や申告納入先も変更になります。 (裏面参照)

2 法人に係る利子割が廃止されます

- 平成25年度税制改正により、法人に支払った社債の利子等に対する都道府県民税利子割が廃止されます(法人税割額からの利子割額控除も廃止されます)。
- 平成28年1月1日以降に支払われる利子については、法人から利子割5%相当額を徴収する必要はありません。

<利子割 納税義務者>

平成27年12月31日までの支払い
個人から徴収
法人から徴収



平成28年1月1日以降の支払い
個人から徴収

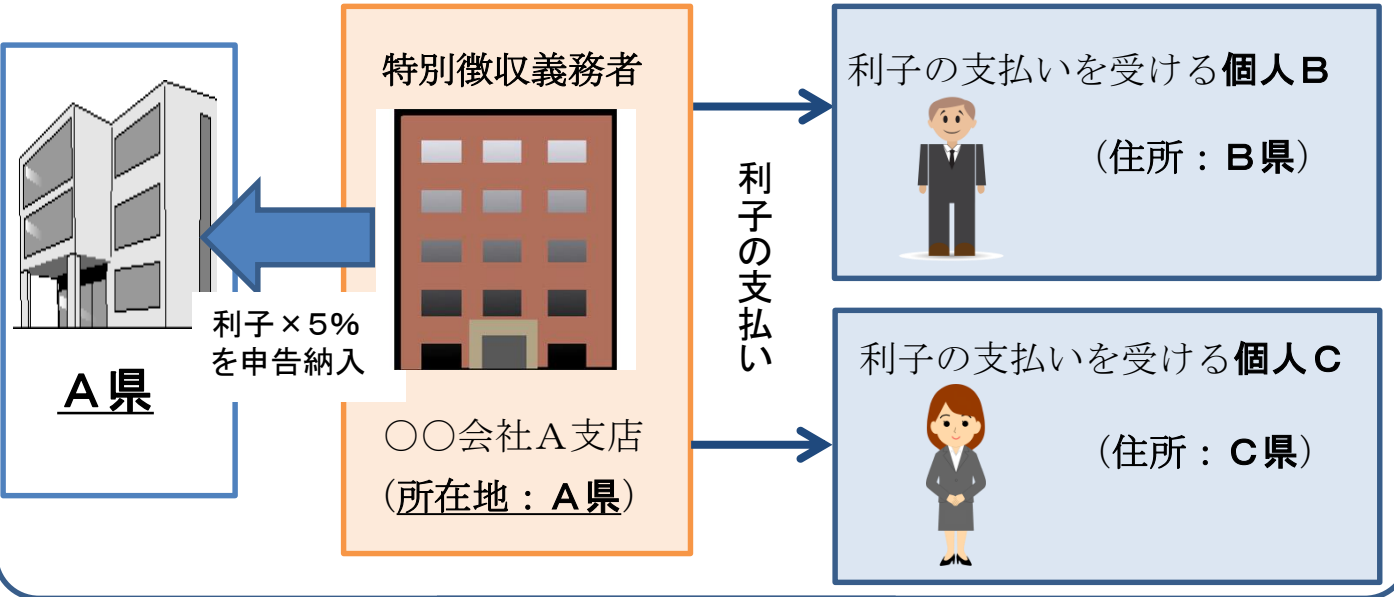
3 平成28年1月分より納入申告書の様式が変わります

- 平成28年1月分(平成28年2月10日申告期限分)の申告から
都道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割の納入申告書(全6種類)の様式が変わります。
- 新様式は、平成27年12月中旬以降、中央都税事務所都民税利子割班・各都税事務所にて配付しております。

【お問い合わせ先】 東京都中央都税事務所都民税利子割班 電話03-3553-2158
東京都主税局課税部個人事業税班 電話03-5388-2956
※東京都主税局ホームページ <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/> もご参照ください。

○利子割の申告納入先

※利子割は、利子等の支払いを行う営業所等が所在する都道府県に申告納入
＝営業所等がA県内であればA県に申告納入



**利子割から配当割への変更に伴い、
納入申告書や申告納入先も変更になります**

○配当割の申告納入先

※ 配当割は、特定配当等の支払を受ける個人の住所がある都道府県に申告納入
⇒個人Bに係る配当割 個人Bの住所地であるB県に申告納入
個人Cに係る配当割 個人Cの住所地であるC県に申告納入

